

宜野湾市ふるさと応援寄附推進事業

協力事業者説明会の開催について

本市へのふるさと納税寄附者に対して、返礼品として本市特産品等を贈呈することにより寄附者の増加を促進し、また、市内事業者の販売促進及び販路拡大並びに地域経済の活性化を図る目的とし、返礼品の提供に協力して頂ける事業者を募集します。

つきましては、下記日程において協力事業者説明会を行いますので、ご賛同いただける事業者の皆様は、お集まり頂きますようお願い致します。

説明会日時	平成29年6月28日（水）13時30分～
説明会会場	宜野湾市役所3階 第三常任委員会室
事業開始時期	平成29年9月上旬
協力事業者の登録要件	<p>①各種法令等に適合した生産、製造、加工、販売、サービス提供を行っていること。</p> <p>②本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかが市内にある企業・団体、個人事業者であること。</p> <p>③代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。</p> <p>④市税等に滞納がないこと。</p> <p>⑤Eメール及びインターネットが使用できる設備環境を備えていること。</p> <p>⑥本事業により知り得た個人情報、本事業の目的以外に使用せず、適正に管理できること。</p> <p>※上記の要件に適合しても、本市が協力事業者として適当でないと判断した場合及び返礼品が適当でないと判断した場合は、登録できません。</p>
返礼品の要件	<p>①宜野湾市の魅力の発信につながる要素を持つものであり、産業や観光の振興に寄与するもの。</p> <p>②自社の独自性を活かした特産品であるもの。</p> <p>③協力事業者が市内で生産、製造、加工、販売、サービスの提供をするもの。</p> <p>④協力事業者自ら発送するものとし、一般的な発送に耐え得るものであるもの。</p> <p>⑤価格は商品代、返礼品の梱包や発送に係る費用及び消費税等を含めて、20万円以内であるもの。</p> <p>⑥ふるさと納税の趣旨に反するような金銭類似性の高いものや資産性の高いものでないこと。</p> <p>⑦食品の場合は、寄附者へ返礼品が到着後、適切な賞味期限が保証されること。</p> <p>⑧サービス提供の商品等は、悪天候等の理由によりサービスを提供することができない場合は、代替商品等を提供可能であること。</p>
協力事業者のメリット	<p>①ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」、「ふるぽ」のホームページに返礼品の画像、返礼品名、事業者情報などが掲載され、販路拡大につながります。</p> <p>②返礼品発送時に自社製品等のパンフレットを同封でき、販売促進、PRが可能。</p>
その他	<p>①協力事業者及び返礼品は、随時募集しています。</p> <p>②説明会当日の受付時に、名刺2枚の提出をお願いします。</p>
説明会の申込について	<p>説明会への申し込みは別紙の申込書を下記申し込み先までFAXもしくはEメールで提出してください。</p> <p>【申し込み先】宜野湾市役所 企画政策課（担当：玉城、桃原） TEL:098-893-4461 FAX:098-892-7022 Eメール: Kikaku01@city.ginowan.okinawa.jp</p>